

規格基準の事前意図公告

この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定
第7条及び附属書Bの5（a）に基づくものです。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく
特定外来生物等の規制対象生物の選定案について

下記のとおり、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく
特定外来生物等の規制対象生物のリスト案を作成いたしましたので、お知らせいたしま
す。本件に関し御意見のある場合には、理由を付して下記連絡先まで文書にて御提出くだ
さい（電話による意見の提出は御遠慮ください）。

なお、御意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

記

1 件名

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき規制される生
物のリスト（案）

2 対象

○動物界

- ・昆虫綱はち目あり科
ハヤトゲフシアリ (*Lepisiota frauenfeldi*)
ソレノプスイス・ゲミナタ種群全種 (*Solenopsis geminata* species group)
ソレノプスイス・サエヴィシマ種群全種 (*Solenopsis saevissima* species group)
ソレノプスイス・トゥリデンス種群全種 (*Solenopsis tridens* species group)
ソレノプスイス・ヴィルレンス種群全種 (*Solenopsis virulens* species group)
上記4種群に属する種間の交雑により生じた生物
- ・甲殻綱よこえび目よこえび科
ディケロガンマルス・ヴィルロス (*Dikerogammarus villosus*)
- ・甲殻綱えび目ざりがに科
ざりがに科全種 (*Astacidae* spp.)
- ・甲殻綱えび目アメリカざりがに科
アメリカざりがに科全種 (*Cambaridae* spp.)
ただし、次のものを除く。
アメリカザリガニ (*Procambarus clarkii*)
- ・甲殻綱えび目アジアざりがに科
アジアざりがに科全種 (*Cambaroididae* spp.)
ただし、次のものを除く。
ニホンザリガニ (*Cambaroides japonicus*)
- ・甲殻綱えび目みなみざりがに科
みなみざりがに科全種 (*Parastacidae* spp.)

○植物界

・たぬきも科

エフクレタヌキモ (*Utricularia cf. platensis*)

ウトゥリクラリア・インフラタ (*Utricularia inflata*)

ウトゥリクラリア・プラテンシス (*Utricularia platensis*)

3 趣旨及び目的

特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するため、上記 2 に列記した生物を特定外来生物に指定する。

4 施行予定日

令和 2 年 11 月 2 日

5 照会先

環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2

TEL 03-5521-8344 (直通)

FAX 03-3581-7090

6 意見提出期限

WTO 通報開始日より 60 日後